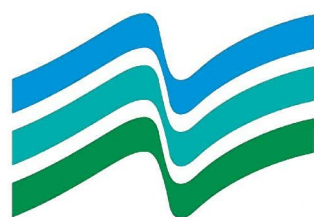


南越清掃組合分別収集計画

令和5年度～令和9年度



南 越 清 掃 組 合

構成市町 越前市・南越前町・池田町

令和4年7月策定

目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込 （法第8条第2項第1号）	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関 する事項（法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定 分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込 （法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定 分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	8
12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項（法第8条第2項第7号）	8

南越清掃組合分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

廃棄物処理は、燃やせるごみの焼却並びに燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、再資源ごみの5大分別での処理処分を1市2町（設立時は6市町村）で構成する一部事務組合で開始した。その後、ごみの排出量の増大により埋立て処分への負担が増加し、将来的な最終処分場の確保に不安を残すところとなってきたため、埋立処分を主としたごみ処理からリサイクルを主としたごみ処理への転換を進め、粗大ごみ処理施設を平成9年度より稼働している。また、同年度の容器包装リサイクル法の施行に伴いペットボトル再資源化のために分別収集を開始した。平成14年度からは、リサイクル率の向上と最終処分場の延命化を図るため、プラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成17年度には、プラスチック廃棄物再資源化の適正な中間処理を推進するため、リサイクルプラザ（プラスチック圧縮減容施設）を整備した。また、従来の埋立処分場の適正閉鎖を行い、新たに管理型最終処分場及び浸出水処理施設を整備し、令和3年4月にはごみ発電設備を備えた焼却施設の稼働により廃棄物から発電する事によるサーマルリカバリーにより一般廃棄物の適正処理に努めている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進と最終処分埋立量の削減を図るため、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物における3Rの推進により廃棄物の減量が図られ、最終処分場の延命化、資源の有効利用が促進され循環型社会の形成が図られる。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの発生排出抑制とリサイクルを主とした循環型地域社会の構築
- ② 住民・事業者・行政が一体となった資源化の促進並びに環境負荷の低減
- ③ 効果的に計画を推進するための体制の整備

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5ヶ年計画とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発泡スチロールを含む）、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込（法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
容器包装廃棄物	2,409	2,393	2,378	2,362	2,347

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 教育啓発活動

ごみ教育として、社会科副読本「ごみと住みよいくらし」を4年生を対象に配布するとともに、社会科見学の場として清掃工場を見学し、学校生活、家庭生活を通じてごみを分別することと併せて、資源化すること、物を大切にすることを学んでもらう。

② 過剰な包装、買物袋、使い捨て商品・容器等の消費抑制

レジ袋の有料化について対象店舗拡充等によりさらにマイバック運動を推進し、レジ袋の利用を削減する。またトレイやその他プラスチック製品の過剰な無償提供の自粛について量販店へ協力依頼を行なう。

③ 集団回収の推進

自治会、PTA、子供会などのボランティア団体が実施する有価物集団回収に対する奨励金交付事業をさらに推進する。

④ 出前講座

出前講座の実施によるごみ減量化、適切な分別の説明により家庭から出るごみの排出量を抑制し、分別適合品質の確保に努める。

⑤ 再生利用の推進

利再来館内の再生工房室等及び各種イベント等において、家庭で不要となったものや、ごみの中から出てきたものを再生して展示するとともに住民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。

⑥ 販売店回収ルートでの推進

トレイ、牛乳パック、古紙類の回収を量販店の回収ボックス等の利用を促す。

⑦ リサイクル製品の消費拡大の推進

衣類、再生紙、リターナブルびん、エコマーク商品等の利用を促す。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

組合で分別収集するために必要な機材や作業員などの確保、選別するための処理施設の整備状況等を勘案して定めた収集に係る分別の区分を下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょう油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）
		発泡スチロール
主として段ボール製の容器		段ボール （但し、直接持込のみ）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として スチール製の容器	(合計) 107		(合計) 106		(合計) 105		(合計) 105		(合計) 104	
	(引渡) 0	(独自) 107	(引渡) 0	(独自) 106	(引渡) 0	(独自) 105	(引渡) 0	(独自) 105	(引渡) 0	(独自) 104
主として アルミ製の容器	(合計) 138		(合計) 137		(合計) 137		(合計) 136		(合計) 135	
	(引渡) 0	(独自) 138	(引渡) 0	(独自) 137	(引渡) 0	(独自) 137	(引渡) 0	(独自) 136	(引渡) 0	(独自) 135
無色の ガラス製容器	(合計) 243		(合計) 242		(合計) 240		(合計) 239		(合計) 237	
	(引渡) 0	(独自) 243	(引渡) 0	(独自) 242	(引渡) 0	(独自) 240	(引渡) 0	(独自) 239	(引渡) 0	(独自) 237
茶色の ガラス製の容器	(合計) 220		(合計) 219		(合計) 217		(合計) 216		(合計) 214	
	(引渡) 0	(独自) 220	(引渡) 0	(独自) 219	(引渡) 0	(独自) 217	(引渡) 0	(独自) 216	(引渡) 0	(独自) 214
その他の色の ガラス製容器	(合計) 107		(合計) 107		(合計) 106		(合計) 105		(合計) 105	
	(引渡) 107	(独自) 0	(引渡) 107	(独自) 0	(引渡) 106	(独自) 0	(引渡) 105	(独自) 0	(引渡) 105	(独自) 0
主として段ボ ール製の容器	(合計) 42		(合計) 41		(合計) 41		(合計) 41		(合計) 41	
	(引渡) 0	(独自) 42	(引渡) 0	(独自) 41	(引渡) 0	(独自) 41	(引渡) 0	(独自) 41	(引渡) 0	(独自) 41
主として ^ホ リル リテラート(PET) 製の容器であ って飲料又はし ょうゆ等を充て んするためのもの	(合計) 230		(合計) 228		(合計) 227		(合計) 225		(合計) 224	
	(引渡) 0	(独自) 230	(引渡) 0	(独自) 228	(引渡) 0	(独自) 227	(引渡) 0	(独自) 225	(引渡) 0	(独自) 224
主として ^ラ スチック 製の容器包装 であって上記以 外のもの	(合計) 1,124		(合計) 1,117		(合計) 1,110		(合計) 1,102		(合計) 1,095	
	(引渡) 1,124	(独自) 0	(引渡) 1,117	(独自) 0	(引渡) 1,110	(独自) 0	(引渡) 1,102	(独自) 0	(引渡) 1,095	(独自) 0
(うち白 色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

計画策定当時の最新実績である令和3年度の特定分別基準適合物の資源化量を当該年度の家庭系ごみ原単位（g/人）に対して過去3年の人口減少数の平均値から将来人口を推計し、家庭系ごみ原単位（g/人）×推計人口（人）から算定した。

〈算定式〉

特定分別基準適合物の算出（t/年）

$$= \text{令和3年度の特定分別基準適合物の資源化量} \div \text{令和3年度の人口} \\ \times \text{将来人口予測（人）}$$

※将来人口予測は、過去3年間の人口増減の平均値を令和4年度人口を基準に除算する事により算出する。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる古紙、雑誌等については引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとするが、その際、紙製の容器包装についても併せて集団回収により回収するよう住民に周知徹底を図る。その他、白色トレイ、牛乳パックについては量販店の回収ボックスの活用を促す。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶	缶類	組合(委託業者)による指定日回収	組合
	アルミ缶			
びん	無色のガラス製容器	びん類	組合(委託業者)による指定日回収	組合
	茶色のガラス製容器			
	その他色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	自治会、PTA、住民団体等の集団回収や販売店回収ボックス等での資源化を促進する		
	その他の紙製容器包装			
	段ボール	自治会、PTA、住民団体等の集団回収や販売店回収ボックス等での資源化を促進する 清掃組合への直接持込について分別回収し資源化する		
プラスチック	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(発泡スチロールを含む)	組合(委託業者)による指定日回収	組合
		ペットボトル	組合(委託業者)による指定日回収	組合
		白色トレイ	スーパー等店頭	民間業者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびんについては、南越清掃組合第2清掃センターで選別・保管を行う。ペットボトルについては、委託業者が選別・中間処理する。その他のプラスチック製容器包装（白色トレイの一部含む）の圧縮減容は、第2清掃センターリサイクルプラザにおいて行なう。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	網籠	平ボディ車	第2清掃センター （選別・圧縮・保管）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	色別プラスチックコンテナ	平ボディ車	第2清掃センター ストックヤード （選別・保管）
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
紙製容器包装	飲料用紙製容器包装	自治会、PTA、住民団体等の集団回収や販売店回収ボックス等での資源化を促進する		
	その他の紙製容器包装	自治会、PTA、住民団体等の集団回収や販売店回収ボックス等での資源化を促進する		
	段ボール	自治会、PTA、住民団体等の集団回収や販売店回収ボックス等での資源化を促進する 清掃組合直接持込について分別回収し資源化する		
ペットボトル	ペットボトル	網籠	平ボディ車	委託業者 （選別・保管）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（発泡スチロールを含む）	指定袋	パッカー車	第2清掃センター リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）

1 2. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 自治会、住民団体等の再生資源集団回収実施団体に対する支援を継続して実施する。
- ② 事業者による容器包装の自主的な回収を促進するため、協力して啓蒙を図る。
- ③ 資源化と減量化の重要性について、市町の広報紙等を通じて啓蒙を図る。
- ④ より一層の分別の徹底を住民に呼びかける。
- ⑤ 住民や、事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会の運営をより一層充実させる。